○多治見市学校給食アレルギー対応検討委員会設置要綱(平成21年12月21日教育委員会告示第29号) の一部を改正する告示新旧対照表

新

〇多治見市食育推進委員会設置要綱

平成21年12月21日教育委員会告示第29号 (趣旨)

第1条 本市の幼稚園、小学校及び中学校におい第1条 て給食を通した食育を推進するとともに、食物

アレルギーのある園児、児童及び生徒(以下「児 童等」という。)に対し

実施する給食の対応を検討するため、食 <u>育推進委員会</u> (以下「委員会」

という。)を設置する。 (所掌事務)

第2条 委員会は、

- (1) 食育に関し必要な事項の調査研究
- (2) 食物アレルギー対応の方針
- (3) その他委員会が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、10人以内で組織し、委員は、第3条 委員会は、11人以内で組織し、委員は、 する。
 - (1) 学校給食関係者 6人
 - (2) 医師 1人
 - (3) 保護者 2人
 - (4) 保育園給食関係者 1人

(委員長及び副委員長)

- 委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた|3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた ときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

|第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、現||第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、現 する。

(会議)

- 教育長が招集する。
- 認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、 認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、

旧

○多治見市学校給食アレルギー対応検討委員 会設置要綱

平成21年12月21日教育委員会告示第29号 (趣旨)

食物

アレルギーのある園児、児童及び生徒(以下「児 童等」という。) に対し<u>、本市の幼稚園、小学校、</u> 中学校で実施する給食の対応を検討するため、学 校給食アレルギー対応検討委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 児童等席2条 委員会は、食物アレルギーのある児童等 に実施する給食に関し、次に掲げる事項を所掌に実施する給食に関し、次に掲げる事項を検討 するものとする。
 - (1) 学校給食全般におけるアレルギー対応の 方針
 - (2) <u>給食メニュー及びアレルギー対応給食の</u> 配食等の対応
 - (3) その他委員会が必要と認める事項 (組織)
- 次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命」次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命 する。
 - (1) 学校給食関係者 7人
 - (2) 医師 1人
 - (3) 保護者 2人
 - (4) 保育園給食関係者 1人 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会は、委員長及び副委員長を置き、第4条 委員会は、委員長及び副委員長を置き、 委員の互選によって定める。
 - ときは、副委員長がその職務を代行する。 (任期)

に委嘱又は任命している委員が欠けた場合にお に委嘱又は任命している委員が欠けた場合にお ける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と ける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。たİ第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。た だし、委員の委嘱又は任命後の最初の委員会は、 だし、委員の委嘱又は任命後の最初の委員会は、 教育長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となり、必要があると 2 委員長は、会議の議長となり、必要があると

新	IΒ
その意見を聴くことができる。	その意見を聴くことができる。
(庶務)	(庶務)
第7条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局食育</u>	第7条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会教育総務課</u>
<u>推進課</u> において処理する。	において処理する。
(その他)	(その他)
第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に	第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定	関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定
める。	める。
附則	附則
この告示は、平成22年3月1日から施行する。	この告示は、平成22年3月1日から施行する。
摘。改正理由	
要	